

令和元年 9 月 亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第 6 1 号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例	1
議案第 6 2 号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	1 0
議案第 6 3 号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部を改正する条例	1 1
議案第 6 4 号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 3
議案第 6 5 号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例	5 3
議案第 6 6 号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	5 7
議案第 6 7 号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	5 9
議案第 6 8 号 亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	6 3

議案第 69 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	64
議案第 70 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	73

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定は、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等の交付を申請し、その交付を受けることができる機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付には、適用しない。</u></p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第6条 市長は、<u>前条第1項</u>に規定するもののほか、次に掲げるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表第1 (第2条、第5条関係)</p> <p>証明等関係手数料</p> <table border="1" data-bbox="271 1034 1117 1318"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>手数料の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>20 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第12</td> <td>住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料</td> <td><u>300円（多機能端末機による交付にあつては、200円）</u></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	(略)	(略)	(略)	20 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第12	住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	<u>300円（多機能端末機による交付にあつては、200円）</u>	<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第6条 市長は、<u>前条_____</u>に規定するもののほか、次に掲げるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表第1 (第2条、第5条関係)</p> <p>証明等関係手数料</p> <table border="1" data-bbox="1167 1034 2013 1318"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>手数料の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>20 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第12</td> <td>住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料</td> <td><u>300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	(略)	(略)	(略)	20 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第12	住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	<u>300円</u>
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額																	
(略)	(略)	(略)																	
20 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第12	住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	<u>300円（多機能端末機による交付にあつては、200円）</u>																	
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額																	
(略)	(略)	(略)																	
20 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第12	住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	<u>300円</u>																	

条の4第1項の規定に基づく住民票の写し又は同法第20条第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付		
(略)	(略)	(略)
23 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例第11条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書の交付手数料	300円(多機能端末機による交付にあつては、 <u>200円</u>)
(略)	(略)	(略)
30 租税公課に関する証明書の交付	租税公課に関する証明書交付手数料	300円(多機能端末機による交付にあつては、 <u>200円</u>)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第2 (第2条関係)

危険物関係手数料

手数料を徴収する事務	金額 (1件につき)
(略)	(略)

条の4第1項の規定に基づく住民票の写し又は同法第20条第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付		
(略)	(略)	(略)
23 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例第11条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書の交付手数料	300円
(略)	(略)	(略)
30 租税公課に関する証明書の交付	租税公課に関する証明書交付手数料	300円
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第2 (第2条関係)

危険物関係手数料

手数料を徴収する事務	金額 (1件につき)
(略)	(略)

3 消防法第11条第1項前
段の規定に基づく貯蔵所の
設置の許可の申請に対する
審査

ア～エ (略)

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
の設置の許可の申請に係る審査 次
に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク
貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定
める金額

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロ
リットル以上5万キロリットル未
満の浮き屋根式特定屋外タンク貯
蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク
貯蔵所 1, 590, 000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロ
リットル以上10万キロリットル
未満の浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン
ク貯蔵所 1, 950, 000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キ
ロリットル以上20万キロリット
ル未満の浮き屋根式特定屋外タン
ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ

3 消防法第11条第1項前
段の規定に基づく貯蔵所の
設置の許可の申請に対する
審査

ア～エ (略)

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
の設置の許可の申請に係る審査 次
に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク
貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定
める金額

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロ
リットル以上5万キロリットル未
満の浮き屋根式特定屋外タンク貯
蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク
貯蔵所 1, 580, 000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロ
リットル以上10万キロリットル
未満の浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン
ク貯蔵所 1, 940, 000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キ
ロリットル以上20万キロリット
ル未満の浮き屋根式特定屋外タン
ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ

	ンク貯蔵所 <u>2,270,000円</u> (カ)～(ク) (略) カ～シ (略)
(略)	(略)

別表第6 (第2条関係)

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	2の表に定める <u>1棟当たり</u> の金額を合算して得た金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	3の表に定める <u>1棟当たり</u> の金額(新たに加える建築物については、2の表に定める1棟当たりの金額)を合算して得た金額。ただし、建築物のエネルギー消費性

	ンク貯蔵所 <u>2,260,000円</u> (カ)～(ク) (略) カ～シ (略)
(略)	(略)

別表第6 (第2条関係)

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	2の表に定める_____金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	3の表に定める_____金額。ただし、建築物のエネルギー消費性

変更の認定の申請に対する審査		能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。
(略)	(略)	(略)

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分		1棟当たりの手数料の金額	
		(略)	
(略)		(略)	(略)
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	5,000円	36,800円
	申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,100円	74,500円
	申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円	104,800円
	申請戸数が10戸を超え25	28,900円	147,500円

変更の認定の申請に対する審査		能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。
(略)	(略)	(略)

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分		1件当たりの手数料の金額	
		(略)	
(略)		(略)	(略)
共同住宅等	1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円	36,800円
	1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,100円	74,500円
	1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円	104,800円
	1棟の申請戸数が10戸を超え25	28,900円	147,500円

	戸以下のもの		
	申請戸数が 25戸を超え50 戸以下のもの	48,400円	211,900円
	申請戸数が 50戸を超え10 0戸以下のもの	86,800円	303,800円
	申請戸数が 100戸を超え2 00戸以下のもの	137,400円	411,500円
	申請戸数が 200戸を超え3 00戸以下のもの	173,600円	539,600円
	申請戸数が 300戸を超える もの	185,100円	633,600円
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額		
	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)

	戸以下のもの		
	1棟の申請戸数が 25戸を超え50 戸以下のもの	48,400円	211,900円
	1棟の申請戸数が 50戸を超え10 0戸以下のもの	86,800円	303,800円
	1棟の申請戸数が 100戸を超え2 00戸以下のもの	137,400円	411,500円
	1棟の申請戸数が 200戸を超え3 00戸以下のもの	173,600円	539,600円
	1棟の申請戸数が 300戸を超える もの	185,100円	633,600円
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額		
	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(3) 複合建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額
(略)	(略)

備考 (略)

3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分		1棟当たりの手数料の金額		
		(略)		
(略)		(略)	(略)	
共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,000円	18,900円
		申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	6,000円	38,200円
		申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,400円	54,100円
		申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,300円	76,600円
		申請戸数が	29,000円	110,800円

備考 (略)

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
(略)	(略)

備考 (略)

3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分		1件当たりの手数料の金額		
		(略)		
(略)		(略)	(略)	
共同住宅等	住戸部分	1棟の申請戸数が1戸のもの	3,000円	18,900円
		1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	6,000円	38,200円
		1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,400円	54,100円
		1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,300円	76,600円
		1棟の申請戸数が	29,000円	110,800円

	25戸を超え50戸以下のもの		
	申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000円	160,500円
	申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,400円	219,500円
	申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,100円	287,100円
	申請戸数が300戸を超えるもの	111,100円	335,300円
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額		
	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

(3) 複合建築物の場合

	25戸を超え50戸以下のもの		
	1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000円	160,500円
	1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,400円	219,500円
	1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,100円	287,100円
	1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	111,100円	335,300円
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額		
	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

(3) 複合建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額
(略)	(略)
備考	(略)

区分	1件当たりの手数料の金額
(略)	(略)
備考	(略)

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>

亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 市立幼稚園の利用者負担額は、<u>法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に掲げる政令で定める額</u>を限度として_____教育委員会規則で定める額とする。</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第4条 市長は、法第20条第1項の規定により本市の<u>教育・保育給付認定</u>を受けた小学校就学前子どもであって市立幼稚園において教育を受けた者の<u>教育・保育給付認定保護者</u>から前条に規定する利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 市長は、法第20条第1項の規定により本市以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の<u>教育・保育給付認定</u>を受けた</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する<u>支給認定保護者</u>_____の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 市立幼稚園の利用者負担額は<u>月額6,000円</u>_____を限度として、<u>支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額</u>とする。</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第4条 市長は、法第20条第1項の規定により本市の<u>支給認定</u>_____を受けた小学校就学前子どもであって市立幼稚園において教育を受けた者の<u>支給認定保護者</u>_____から前条に規定する利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 市長は、法第20条第1項の規定により本市以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の<u>支給認定</u>_____を受けた</p>

小学校就学前子どもであって市立幼稚園において教育を受けた者の教育・保育給付認定保護者から当該教育・保育給付認定を行った市町村の定める利用者負担額を徴収する。

3及び4 (略)

小学校就学前子どもであって市立幼稚園において教育を受けた者の支給認定保護者から当該支給認定を行った市町村の定める利用者負担額を徴収する。

3及び4 (略)

亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1節 総則（第1条—第3条）</u></p> <p> <u>第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1款 利用定員に関する基準（第4条）</u></p> <p> <u>第2款 運営に関する基準（第5条—第34条）</u></p> <p> <u>第3款 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</u></p> <p> <u>第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1款 利用定員に関する基準（第37条）</u></p> <p> <u>第2款 運営に関する基準（第38条—第50条）</u></p> <p> <u>第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</u></p> <p><u>第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条—第61条）</u></p> <p>附則</p> <p> <u>第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に</u></p>	<p><u>亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第3条）</u></p> <p><u>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</u></p> <p> <u>第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</u></p> <p> <u>第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</u></p> <p><u>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1節 利用定員に関する基準（第37条）</u></p> <p> <u>第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</u></p> <p> <u>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</u></p> <p>附則</p> <p> <u>第1章 総則</u></p>

関する基準

第1節 総則

第1条 (略)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) (略)

(9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。

(10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市

第1条 (略)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) (略)

(9) 支給認定 _____ 法第20条第4項に規定する支給認定 _____をいう。

(10) 支給認定保護者 _____ 法第20条第4項に規定する支給認定保護者 _____をいう。

(11) 支給認定子ども _____ 法第20条第4項に規定する支給認定子ども _____をいう。

町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。

(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。

(19) ～ (21) (略)

(22) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(23) ～ (29) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全て

(12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。

(13) 支給認定 _____の有効期間 法第21条に規定する支給認定 _____の有効期間をいう。

(14) ～ (16) (略)

(17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、支給認定保護者 _____に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(18) ～ (24) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容 _____及び水準 _____の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全て

の子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 (略)

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数を20人以上とする。

2 (略)

第2款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

の子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 (略)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 (略)

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案

2～6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者 _____から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども _____及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども _____及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定 _____に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案

し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第

し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子ども
が優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子ども
に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第

19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援

19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援

事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育_____

を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額_____

_____をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額_____

事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）

を提供した際は、支給認定保護者_____

_____から当該特定教育・

保育に係る利用者負担額（_____

_____法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者_____から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その

_____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 及び(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 及び(2) (略)

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当する者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) (略)

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう_____）。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者_____に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者_____に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者_____に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条_____において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者_____に対し、当該支給認定保護者_____に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定

教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者_____に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者_____その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子ども_____の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども_____又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子ども_____に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子ども_____の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者_____に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽り其他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽り其他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の
費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏

らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 (略)

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・

らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 (略)

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給

保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

第3款 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を_____

特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。）」と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければなら

_____含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____」とあるのは「同号又は同項第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____」とする

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければなら

ない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「を除く」となるのは「及び特別利用

ない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を_____含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども_____」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども_____」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」

教育を受ける者を除く」とする。

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の
__利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては____6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては____6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては____1人とする。

2 （略）

第2款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際

_____」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその
__利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を_____1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう_____。）及び小規模保育事業B型（同条_____に規定する小規模保育事業B型をいう_____。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条_____に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

2 （略）

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際

しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 _____ 特定地域型保育事業者は、前項の

しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担 _____ その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者 _____ から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども _____ 及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定 _____ に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが _____ 優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に

_____選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。

規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。

以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する教育・保育給付認定子ども)にあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件

以下この項_____において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子ども_____に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう_____。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども_____ (事業所内保育事業を利用する支給認定子どもに_____あつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに_____に係る支給認定保護者_____の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

を全て満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を
行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化さ
れていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の
遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲
げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。
い。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は
事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は
事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若
しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号に
おいて「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等
を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市
町村が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に
係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定
を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、_____当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの

という。)を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 _____ を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額 _____)

_____については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども _____ について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子ども _____ に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者 _____ から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定め

_____をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額_____

_____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地

_____額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者_____から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額_____（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者_____から受けることができる。

- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地

域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者からの支払を受け

域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の

る費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育に

る費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子ども _____ に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子ども _____ に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子ども _____ に対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業 _____ に

ついて準用する。この場合において、第11条中「教育・保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下、この款において同じ。）」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を

ついて準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。））」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を

提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び
特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を_____

含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

給付認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により、」と、法第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げる者を除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域

型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定

型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を____含むものとして、本章の規定を適用する。

満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げる者を除く。)に要する費用」とする。

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(趣旨)

第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第54条 特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規

定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けすることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

（法定代理受領の場合の読替え）

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の

規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し、」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村へ通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。）又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附 則

附 則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・保育とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。」

_____」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 (略)

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)とあるのは「(当該特定教育・保育施設が)と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。))をいう。))」とあるのは「定める額をいう

_____。))」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に掲げる額)とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 (略)

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は

特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

2. 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、第43条第1項中「法第30条第2項第2

第3条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

第4条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者_____は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）
 （亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第2号に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（利用者負担額の徴収）</p> <p>第4条 市長は、法第20条第1項の規定により本市の<u>教育・保育給付認定</u>を受けた小学校就学前子どもであって市立保育所において保育を受けた者の<u>教育・保育給付認定保護者</u>から前条に規定する利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 市長は、法第20条第1項の規定により本市以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の<u>教育・保育給付認定</u>を受けた小学校就学前子どもであって市立保育所において保育を受けた者の<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該<u>教育・保育給付認定</u>を行った市町村の定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>3及び4 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第2号に規定する<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（利用者負担額の徴収）</p> <p>第4条 市長は、法第20条第1項の規定により本市の<u>支給認定</u>を受けた小学校就学前子どもであって市立保育所において保育を受けた者の<u>支給認定保護者</u>から前条に規定する利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 市長は、法第20条第1項の規定により本市以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の<u>支給認定</u>を受けた小学校就学前子どもであって市立保育所において保育を受けた者の<u>支給認定保護者</u>から当該<u>支給認定</u>を行った市町村の定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>3及び4 （略）</p>

(延長保育料)

第6条 市長は、延長保育を受ける子どもの教育・保育給付認定保護者から規則で定める延長保育料を徴収する。

2 (略)

(延長保育料)

第6条 市長は、延長保育を受ける子どもの支給認定保護者から規則で定める延長保育料を徴収する。

2 (略)

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）
（亀山市認定こども園条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号及び第28条第2項第1号から第3号までに規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第5条 市長は、法第20条第1項の規定により本市の<u>教育・保育給付認定</u>を受けた小学校就学前子どもであって認定こども園において教育又は保育を受けた者の<u>教育・保育給付認定保護者</u>から前条に規定する利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 市長は、法第20条第1項の規定により本市以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の<u>教育・保育給付認定</u>を受けた小学校就学前子どもであって認定こども園において教育又は保育を受けた者の<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該<u>教育・保育給付認定</u>を行った市町村の定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号及び第28条第2項第1号から第3号までに規定する<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第5条 市長は、法第20条第1項の規定により本市の<u>支給認定</u>を受けた小学校就学前子どもであって認定こども園において教育又は保育を受けた者の<u>支給認定保護者</u>から前条に規定する利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 市長は、法第20条第1項の規定により本市以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の<u>支給認定</u>を受けた小学校就学前子どもであって認定こども園において教育又は保育を受けた者の<u>支給認定保護者</u>から当該<u>支給認定</u>を行った市町村の定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>3及び4 (略)</p>

(延長保育料)

第7条 市長は、延長保育を受ける子どもの教育・保育給付認定保護者から規則で定める延長保育料を徴収する。

2 (略)

(延長保育料)

第7条 市長は、延長保育を受ける子どもの支給認定保護者から規則で定める延長保育料を徴収する。

2 (略)

亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前															
<p>(開所時間)</p> <p>第5条 放課後児童クラブの開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 亀山南小学校区放課後児童クラブ 午後2時から午後6時30分まで。ただし、祝日法における休日及び休業日にあつては、午前8時から午後6時30分までとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第6条 放課後児童クラブの休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 土曜日 (亀山南小学校区放課後児童クラブに限る。)</u></p> <p><u>(3)～(5) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="271 1150 1099 1340"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀山東小学校区放課後児童クラブ</td> <td>亀山市本町一丁目9番9号</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>亀山南小学校区放課後児童クラブ</td> <td>亀山市天神三丁目10番</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	亀山東小学校区放課後児童クラブ	亀山市本町一丁目9番9号	40人	亀山南小学校区放課後児童クラブ	亀山市天神三丁目10番	40人	<p>(開所時間)</p> <p>第5条 放課後児童クラブの開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第6条 放課後児童クラブの休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)～(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 1150 1995 1340"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀山東小学校区放課後児童クラブ</td> <td>亀山市本町一丁目9番9号</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	亀山東小学校区放課後児童クラブ	亀山市本町一丁目9番9号	40人
名称	位置	定員														
亀山東小学校区放課後児童クラブ	亀山市本町一丁目9番9号	40人														
亀山南小学校区放課後児童クラブ	亀山市天神三丁目10番	40人														
名称	位置	定員														
亀山東小学校区放課後児童クラブ	亀山市本町一丁目9番9号	40人														

	<u>25号</u>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項 _____ に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p>	<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の _____ 住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名 _____ _____ 若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名 _____ 若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名 _____ 又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p>

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

（登録事項）

第6条 第4条第1項に規定する印鑑の登録は、印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次の事項を登録することにより、これを行うものとする。

（1）及び（2）（略）

（3）氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

（4）（略）

（5）（略）

（6）外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

（登録事項）

第6条 第4条第1項に規定する印鑑の登録は、印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次の事項を登録することにより、これを行うものとする。

（1）及び（2）（略）

（3）氏名（ _____

_____外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称 ）

（4）（略）

（5）男女の別

（6）（略）

（7）外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(7) (略)

2 市長は、前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票を磁気ディスク
_____をもって調製することができる。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)

第12条 第10条及び前条の規定にかかわらず、登録者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）の交付を受けたものは、当該カードを使用し、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等の交付を申請し、その交付を受けることができる機能を有するものをいう。）又は窓口受付端末機（市の窓口に設置する電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等の交付を申請することができる機能を有するものをいう。）を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(印鑑登録証明書)

第13条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取

(8) (略)

2 市長は、前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

(印鑑登録証明書)

第12条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取

装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることが
できる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに
係るプリンターからの打ち出しを含む。次項において同じ。）につい
て市長が証明するものとし、併せて第6条第1項第3号から第6号ま
でに掲げる事項を記載するものとする。

2 （略）

第14条及び第15条 （略）

（印鑑の登録の抹消）

第16条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知つ
たときは、当該印鑑の登録を職権で抹消しなければならない。

（1）及び（2）（略）

（3）氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされ
ている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏
名の片仮名表記を含む。）の変更により、登録を受けている印鑑が
この条例による登録ができない印鑑に該当することとなったとき。

（4）及び（5）（略）

2及び3 （略）

第17条～第20条 （略）

装置

_____により読み取って磁気テープに記録したものに
係るプリンターからの打ち出しを含む。次項において同じ。）につい
て市長が証明するものとし、併せて第6条第1項第3号から第7号ま
でに掲げる事項を記載するものとする。

2 （略）

第13条及び第14条 （略）

（印鑑の登録の抹消）

第15条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知つ
たときは、当該印鑑の登録を職権で抹消しなければならない。

（1）及び（2）（略）

（3）氏名、氏 _____
_____又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏
名の片仮名表記を含む。）の変更により、登録を受けている印鑑が
この条例による登録ができない印鑑に該当することとなったとき。

（4）及び（5）（略）

2及び3 （略）

第16条～第19条 （略）

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第25条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第3（第36条関係）</p> <table border="1" data-bbox="271 820 1095 1158"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 指定給水装置工事事業者登録手数料</td> <td>1件につき 14,000円</td> </tr> <tr> <td>5 指定給水装置工事事業者更新手数料</td> <td>1件につき 7,000円</td> </tr> <tr> <td>6 証明手数料</td> <td>1件につき 200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	(略)	(略)	4 指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき 14,000円	5 指定給水装置工事事業者更新手数料	1件につき 7,000円	6 証明手数料	1件につき 200円	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第25条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第5条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第3（第36条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 820 1991 1158"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 指定給水装置工事事業者登録手数料</td> <td>1件につき 14,000円</td> </tr> <tr> <td>5 証明手数料</td> <td>1件につき 200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	(略)	(略)	4 指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき 14,000円	5 証明手数料	1件につき 200円
区分	手数料の額																		
(略)	(略)																		
4 指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき 14,000円																		
5 指定給水装置工事事業者更新手数料	1件につき 7,000円																		
6 証明手数料	1件につき 200円																		
区分	手数料の額																		
(略)	(略)																		
4 指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき 14,000円																		
5 証明手数料	1件につき 200円																		

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第1条関係）
 （亀山市職員の分限に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（休職の効果）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>（休職の効果）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第2条関係）
 （亀山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については報酬（亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年亀山市条例第 号）第2条第2項から第4項までの規定による報酬に限る。）の額</u>）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第3条関係）
（亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号。以下「給与条例」という。）第44条第1項及び<u>亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年亀山市条例第_____号）</u>第4条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第47条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号。以下「給与条例」という。）第44条第1項_____に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第47条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員_____には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日</p>

後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第 21 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法_____第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア及びイ (略)

後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第 21 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア及びイ (略)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第4条関係）
 （亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改正後	改正前																																	
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、委員会の<u>非常勤の委員、非常勤の監査委員その他の委員、審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、選挙長、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人その他非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>以下「委員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="271 975 1106 1262"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>青少年問題協議会委員</td> <td>年額 11,300円</td> <td>旅費条例別表の上記以外の職員の項</td> </tr> <tr> <td>文化財保護審議委員</td> <td>日額 7,100円</td> <td>に規定する旅費に</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費の額	（略）	（略）	（略）	青少年問題協議会委員	年額 11,300円	旅費条例別表の上記以外の職員の項	文化財保護審議委員	日額 7,100円	に規定する旅費に	（略）	（略）	相当する額	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、委員会の_____委員、非常勤の監査委員その他の委員、審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、選挙長、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人その他非常勤の職員（_____）以下「委員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 975 2002 1262"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>青少年問題協議会委員</td> <td>年額 11,300円</td> <td>旅費条例別表の上</td> </tr> <tr> <td>家庭相談員</td> <td>月額 114,500円</td> <td>記以外の職員の項</td> </tr> <tr> <td>文化財保護審議委員</td> <td>日額 7,100円</td> <td>に規定する旅費に</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費の額	（略）	（略）	（略）	青少年問題協議会委員	年額 11,300円	旅費条例別表の上	家庭相談員	月額 114,500円	記以外の職員の項	文化財保護審議委員	日額 7,100円	に規定する旅費に	（略）	（略）	相当する額
区分	報酬の額	旅費の額																																
（略）	（略）	（略）																																
青少年問題協議会委員	年額 11,300円	旅費条例別表の上記以外の職員の項																																
文化財保護審議委員	日額 7,100円	に規定する旅費に																																
（略）	（略）	相当する額																																
区分	報酬の額	旅費の額																																
（略）	（略）	（略）																																
青少年問題協議会委員	年額 11,300円	旅費条例別表の上																																
家庭相談員	月額 114,500円	記以外の職員の項																																
文化財保護審議委員	日額 7,100円	に規定する旅費に																																
（略）	（略）	相当する額																																

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第5条関係）
 （亀山市職員給与条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用された者を除く。</u>）をいう。</p> <p>（<u>臨時職員</u>の給与）</p> <p>第11条 <u>臨時職員</u>については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用された者を除く。</u>）をいう。</p> <p>（<u>臨時又は非常勤職員</u>の給与）</p> <p>第11条 <u>臨時又は常時勤務を要しない職員（短時間勤務職員を除く。）</u>については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第6条関係）
 （亀山市職員退職手当支給条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（退職手当の支給）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令、条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。<u>ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p>	<p>（退職手当の支給）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令、条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第7条関係）
 （亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11）（略）</p>	<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法_____第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11）（略）</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第8条関係）
 （亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4）及び（5）（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4）及び（5）（略）</p> <p>3（略）</p>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

（亀山市職員の分限に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（失職の例外）</p> <p>第6条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（失職の例外）</p> <p>第6条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 （略）</p>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

（亀山市職員給与条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>(休職者の給与)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が<u>これらの規定に規定する期間内で第44条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し_____</u>、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に<u>それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる</u>。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第44条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第46条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第46条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員（第12条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める</p>	<p>(休職者の給与)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が<u>当該各項に_____規定する期間内で第44条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の_____例による額の期末手当を支給することができる</u>。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第44条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第46条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第46条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員</u>（第12条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める</p>

職員を除く。)についても、同様とする。

2及び3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し____、又は死亡した職員にあっては、退職し____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 (略)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの(勤勉手当)

職員を除く。)についても、同様とする。

2及び3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 (略)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの(勤勉手当)

第47条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____

_____、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

第47条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

（亀山市職員退職手当支給条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____又はこれに準ずる退職をした者_____</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者_____</p> <p>2及び3 （略）</p>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第4条関係）

（亀山市消防団条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（欠格事項）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2）第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>（3）6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p> <p>（分限等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その身分を失う。</p> <p>（1）前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至った場合</p> <p>（2）（略）</p>	<p>（欠格事項）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>（1）成年被後見人又は被保佐人</p> <p>（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（3）第7条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>（4）6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p> <p>（分限等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その身分を失う。</p> <p>（1）前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至った場合</p> <p>（2）（略）</p>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第5条関係）

（亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（職員）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 （略）</p>	<p>（職員）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 （略）</p>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第6条関係）

（亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____</p> <p>____、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____</p> <p>____、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>（退職手当）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 退職をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対して、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>（退職手当）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 退職をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対して、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p>

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____をした者

(3) (略)

3～8 (略)

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者

(3) (略)

3～8 (略)